

協会 F A X ニュース No.181

今号はA4で2枚です

2020年4月13日

富山県保険医協会

4月10日診療分から取扱いが変更

新型コロナウイルス感染拡大防止で厚労省が事務連絡

電話等による「初診」も条件付きで認める

厚生労働省は4月10日付で、新型コロナウイルスの感染拡大防止を理由に、新たに事務連絡「電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」を示し、その関連で「診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」を発出しました。

今回の取扱いは、「感染が収束するまでの間」の時限的な対応と強調されており、3カ月ごとに検討することとしています。継続期間は現時点では不明です。

電話等による「初診」は、214点で算定

電話等による初診を例外的に認め、その場合は診療所・病院を問わず、電話等を用いた初診料「214点（初診料の注2の点数を準用）」を算定することになります。

電話等による初診を行うにあたっては、医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲で行うこと、患者の基礎疾患の情報が把握できない場合の処方日数は7日間を上限とするといったことのほか、様々な取扱事項が定められています。

主な取扱いを2枚目にまとめましたが、厚労省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（4月10日付）にて詳細をご確認ください。協会ホームページでもご覧いただけます。

初診料が算定できない初診は、電話等再診料で算定

既に診療継続中の患者については、他の疾患の診療を行っても初診料が算定できないため、電話等再診料を算定する取扱いが示されました。

電話等による再診時の特定疾患療養管理料などは、

100点から147点に変更

電話等の再診において、特定疾患療養管理料など8つの医学管理の点数の対象患者については、「147点（特定疾患療養管理料の100床未満の病院の点数を準用する）」を月1回に限り算定することとされました。

※「情報通信機器を用いた場合（100点・月1回）」を算定するとの取扱いは、4月10日を以て廃止、上記の取扱いに変更となります。対象となる8つの医学管理等の点数に変更はありません、8つのうちのどの点数の対象患者であっても147点を算定することになります。

今回の厚労省事務連絡により、今週お届けする『とやま保険医新聞』4月15日号の1面及び3面で紹介している「診療報酬の臨時的な取扱い」の内容の一部が廃止・変更されました。今回示された取扱いが最新のものとなりますので、厚労省事務連絡をご確認ください。

電話や情報通信機器を用いた「初診」の場合 取扱いの概要 (2020年4月20日現在)

<ul style="list-style-type: none">○対象患者は定められておらず、医師の責任の下で医学的に可能であると判断した範囲において、診断や処方が可能に○既に診療継続中の患者で、他の疾患について初診があった場合（初診料が算定できない初診の場合）は、電話等再診料を算定する
<算定点数>
<ul style="list-style-type: none">・初診料 214点を算定する（初診料の注2の点数を準用する） ※診療所・病院を問わず・調剤料、処方料、処方箋料、調剤技術基本料、薬剤料は算定できる
<初診からの投薬>
<ul style="list-style-type: none">・患者の基礎疾患情報が把握できない場合は、処方日数は7日間を上限とする・麻薬及び向精神薬、特に安全管理が必要な医薬品（抗悪性腫瘍剤、免疫抑制剤等）の処方不可
<処方箋の取扱い>
<p>（患者が薬局において電話等による情報の提供及び指導を希望する場合の取扱い）</p> <ul style="list-style-type: none">・患者の基礎疾患を把握できていない場合は、処方箋の備考欄にその旨を明記する・処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載し、医療機関から患者が希望する薬局にFAX等により処方箋情報を送付する・カルテに送付先の薬局を記載する・処方箋原本を保管し、処方箋情報を送付した薬局に処方箋原本を送付する
<院内処方の対応>
<ul style="list-style-type: none">・医療機関から直接配送等により患者へ薬剤を渡すことは差し支えない・薬剤の品質保持（温度管理を含む）や確実な授与等がなされる方法（書留郵便等）で患者へ渡す・薬剤の発送後、当該薬剤が確実に授与されたことを電話等により確認する・配送料及び薬剤費等について、配送業者による代金引換の他、銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない
<患者への説明とカルテ記載>
<ul style="list-style-type: none">・電話等を用いて初診を行うことが適していない症状や疾病等、生ずるおそれのある不利益、急病急変時の対応方針等について、医師から患者に対して十分な情報を提供し、説明する・説明内容についてカルテに記載する
<被保険者資格、本人の確認>
<p>（視覚の情報を含む情報通信手段（スマートフォン等）を用いる場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者証により資格を確認する <p>（電話による診療の場合）</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者証の写しをFAXで送付、撮影した画像データを電子メールに添付して送信等により資格確認を行う・上記の対応が困難な場合は、電話により、①氏名、②生年月日、③連絡先（電話番号、住所、勤務先等）、④保険者名、⑤保険者番号、⑥記号、⑦番号等の被保険者証の券面記載事項を確認することでも差し支えない
<一部負担金等の支払方法>
<ul style="list-style-type: none">・銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の支払方法により実施して差し支えない
<富山県への実施状況の報告>
<ul style="list-style-type: none">・電話や情報通信機器を用いた初診や受診勧奨を行う医療機関は、その実施状況について、別紙様式（略）により、富山県に毎月報告を行う

厚生省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その10）」（4月10日付）より、富山県保険医協会作成（2020.4.20）

※富山県保険医協会ホームページでもPDFファイルにてご覧いただけます